

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター
の中期目標・中期計画について

1 スケジュール

		18年			19年						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
中期目標	評価委員会	事前の意見聴取			意見聴取						
	県	素案作成	素案修正		目標内定		法人への指示・公表				
	県議会				議決						
中期計画	評価委員会	事前の意見聴取					意見聴取				
	県							法人への認可・公表			
	法人(病院)	素案作成	素案修正			計画内定		県へ許可申請			
	県議会							議決			

2 中期目標・中期計画に係る法定事項

区分	中期目標 (指示)	中期計画 (認可申請)
県と法人の関係	知事 → 法人	法人 → 知事
盛り込む事項	<ul style="list-style-type: none"> ・期間（3年以上5年以下） ・住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 ・業務運営の改善及び効率化に関する事項 ・財務内容の改善に関する事項 ・その他業務運営に関する重要事項 (法第25条第2項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ・予算、収支計画及び資金計画 ・短期借入金の限度額 ・重要な財産の譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ・剰余金の使途 ・その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項(施設及び設備に関する計画、積立金の使途、その他法人の業務運営に関し必要な事項) (法第26条第2項) ・料金(公営企業型の場合) (法第83条第2項)
手続き	(策定等の手続) ①評価委員会の意見聴取 ②議会の議決 ③法人への指示 ④公表	(認可の手続) ①評価委員会の意見聴取 ②議会の議決(公営企業型の場合) ③知事の認可 ④公表